

西原村骨髄等移植ドナー助成支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を行った者(以下「ドナー」という。)の経済的負担等を軽減し、もって骨髄等の移植の推進を図るため、ドナーに対し、西原村骨髄等移植ドナー助成支援金(以下「助成金」という。)を交付することについて、西原村補助金交付規則(昭和62年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象ドナー」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 骨髄等を採取完了した日において西原村に住民登録がある者であること。
- (2) 骨髄等提供に係る通院、入院又は面談(以下「通院等」という。)に要した日について、全部又は一部の期間、ドナー休暇、有給休暇、その他賃金が生じる休暇を取得していない者であること。
- (3) 骨髄等の提供について、他の地方自治体が実施する同様の趣旨の助成等を受けていない者であること。
- (4) 西原村暴力団排除条例(平成23年条例第15号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 村税を滞納していない者であること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げるドナーが骨髄等を提供するために係る通院等に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき20万円を上限とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血採血のための通院

- (3) 骨髄等採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関して、骨髄バンクが必要と認める通院等(骨髄等の採取のために手術及びこれに関連した医療措置によって生じた健康被害のためのものを除く。)

(交付の申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西原村骨髄等移植ドナー助成支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日の翌日から起算して1年以内に、村長に申請及び請求をしなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し(通院等の日数が確認できるもの)
- (2) 骨髄等移植ドナーに係る有給休暇等取得証明書(様式第2号)
- (3) 村税滞納有無調査承諾書(様式第3号)
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付の額の確定の通知並びに交付)

第5条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、助成金の交付の適否を決定し、西原村骨髄等移植ドナー助成支援金交付決定通知書(様式第4号)又は西原村骨髄等移植ドナー等支援事業助成金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するとともに、当該申請者(交付決定の通知を受けたものに限る。)に対し助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第6条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込者に係る交付決定を取り消すことができることとする。

- (1) 助成対象としての要件を満たさなくなつた場合
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合

2 前項の規定による交付決定取消しがあつた場合において、申請者が既に助成金の交付を受けている場合は、直ちにその返還を請求することとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。